

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年3月13日

島根県立松江ろう学校長 中村厚子

1 入札に付する事項

(1) 件名

松江ろう学校スクールバス運転業務委託

(2) 委託の内容

入札説明書のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。又、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) 運転主務者及び副務者は大型1種又は中型1種（ただし、8tに限るものは不可）の運転免許を持つこと。

(7) 過去2年間に、国又は地方公共団体とマイクロバス以上のバス運転業務契約を履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-0121 島根県松江市古志町191-6

島根県立松江ろう学校

TEL (0852) 36-7222

FAX (0852) 36-7223

(2) 交付期間及び交付方法

本公告の日から令和8年3月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで前記（1）の場所で交付します。

なお、島根県ホームページからのダウンロードも可能とします。

（3）現地説明会

開催しません。

（4）入札・開札の日時及び場所

日 時：令和8年3月27日（金） 11時00分

場 所：島根県立松江ろう学校

その他：郵便による入札は認めません。

4 その他

（1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付してください。

ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

（3）契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付してください。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

（4）入札の無効

この公告に示した入札参加資格のないものが入札したとき、入札者が入札にあたり提出する書類に関し島根県立松江ろう学校長から求められた説明に応じなかったとき、その他、島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

（5）契約書作成の要否

要します。

（6）落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札は2回までとします。

（7）その他

① 詳細は、入札説明書によります。

② 島根県議会において、本公告に係る予算案が可決されない場合は、本件入札は実施しません。

入札説明書

1 入札に付する事項

(1) 件名

松江ろう学校スクールバス運転業務委託

(2) 委託の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) 運転主務者及び副務者は大型 1 種又は中型 1 種（ただし、8 t に限るものは不可）の運転免許を持つこと。

(7) 過去 2 年間に、国又は地方公共団体とマイクロバス以上のバス運転業務契約を履行した実績を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-0121 島根県松江市古志町 191-6

島根県立松江ろう学校

TEL 0852-36-7222

ファクシミリ 0852-36-7223

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から令和 8 年 3 月 17 日（火）までの間、上記（1）の場所において交

付する。(交付時間は土曜日及び日曜日を除く、9時00分から16時00分までとする。)

なお、島根県ホームページからのダウンロードも可能とする。

(3) 入札説明会

開催しない

4 入札・開札の場所及び日時

(1) 入札・開札の日時

令和8年3月27日(金) 11時00分

(2) 入札・開札の場所

島根県松江市古志町191-6 島根県立松江ろう学校

5 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書をもって行うものとし、その結果は、書面により通知する。

(1) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 入札参加資格に関する誓約書

(2) 提出書類の提出期限等

ア 提出期限 令和8年3月24日(火)17時00分必着

イ 提出場所 〒690-0121 島根県松江市古志町191-6 島根県立松江ろう学校

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

(3) 当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること

6 入札保証金に関する事項

(1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。入札保証金の免除を希望する者は、次の書類を5(1)の書類と併せて提出すること。

ア 入札保証金の免除申請書

イ 島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当することを証明できる書類(契約書の写し等)

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期

ア 納付場所 島根県松江市古志町191-6 島根県立松江ろう学校

イ 納付時期 令和8年3月24日(火)12時00分まで

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記3(1)の場所において還付する。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

(5) 入札保証金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

7 入札について

- (1) 入札は、入札書（様式第5号又は第6号）によるものとする。
- (2) 代理人が入札に参加する場合は、委任状（様式第4号）を提出すること。
- (3) 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (4) 再度入札は2回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うものとする。

ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

- (5) 郵便による入札

認めない。

- (6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

- (7) 入札辞退

入札参加資格確認通知を受けた後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第3号）を提出すること。

ただし、入札開始後においては、その旨を記載した入札書で辞退届に代えることができるものとする。

8 落札者の決定

- (1) 島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。

9 入札の効力に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

10 契約を担当する所属名及びその所在地

島根県立松江ろう学校

〒690-0121 島根県松江市古志町191-6

11 その他必要な事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書

契約書を要する。

(3) 契約保証金

ア 島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により、上記 10 の契約先所属に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。

ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。契約保証金の免除を希望する者は、次の書類を提出すること。

(ア) 契約保証金の免除申請書

(イ) 島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当することを証明できる書類（契約書の写し等）

イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用する。

ウ 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。

(ア) 納付場所 上記 10 の契約先所属が示す場所

(イ) 納付時期 落札の日から 7 日以内

エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

(4) 注意事項

契約に必要な費用は、落札者の負担とする。

(5) 質疑

ア 質疑事項がある場合は、入札質疑書（様式第 2 号）により提出すること。

イ 提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期限 令和 8 年 3 月 19 日（木）17:00 まで

(イ) 提出場所 上記 3（1）の場所

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリにより提出すること。

ただし、持参以外の方法による場合は、必ず到着を確認すること。

ウ 質疑に対する回答については、令和 7 年 3 月 23 日（月）までにファクシミリによりすべての入札参加希望者に対して送信する。

12 添付書類

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

(2) 入札質疑書（様式第 2 号）

(3) 入札辞退届（様式第 3 号）

(4) 委任状（様式第 4 号）

(5) 入札書（様式第 5 号）

(6) 入札書（代理人用）（様式第 6 号）

(7) 入札参加資格に関する誓約書

(8) 入札保証金の免除申請書

(9) 契約保証金の免除申請書

(10) 契約書（案）

(11) 松江ろう学校スクールバス運転業務委託仕様書

13 その他

この入札に関する問い合わせ先は、次のとおり。

島根県松江市古志町 191-6 島根県立松江ろう学校 事務室 担当 坂本

電話： 0852-36-7222

ファクシミリ：0852-36-7223

松江ろう学校スクールバス運転業務委託仕様書

松江ろう学校スクールバス運転業務委託契約書に定める運転業務の仕様は次のとおりとする。

(運転業務内容)

第1条 業務内容は次のとおりとする。

- (1) 運行経路等は、別表のとおりとする。
- (2) 運転員は、車両の始業点検を行ったうえ運転すること。
- (3) 運転員は、別表のとおり児童・生徒を送迎すること。
- (4) その日の運転業務を終了したときは、車両を点検したうえ所定の公用車運転記録及び使用簿兼アルコール検査記録簿に記載し、校長に報告すること。また、車両の点検整備（清掃を含む。）についてはスクールバス日常点検簿に記載し、校長に報告すること。

ただし、緊急もしくは重要事項については、公用車運転記録及び使用簿兼アルコール検査記録簿のほか口頭によるものとする。

- (5) 運転員の業務時間は、業務を要する日の7時00分から18時00分までとする。
- (6) 運転員は送迎業務のほか、校外学習の際の送迎等に備え、業務時間の範囲内でいつでも車両を運転できるようにしておかなければならない。
- (7) 運転員の業務を要しない日は、次のとおりとする。
 - ア 毎週土曜日、日曜日、祝日及び指定休日
 - イ 8月1日～8月14日
 - ウ 12月29日～1月3日
 - エ 上記（ア、イ、ウ）の定休日に業務した場合は、振替休日を定める。ただし、それができない場合は、別途協議のうえ決定する。

(運転に使用する車両及び点検)

第2条 運転に使用する車両は本校所有の三菱ふそうローザ TPG-BE640G（島根200さ1046）とし、定期点検等については、本校において行うものとする。

(他校が管理する車両の運転)

第3条 前条の規定にかかわらず必要がある場合は、他校が管理する車両を運転しなければならない。

(運転に使用する車両の燃料等)

第4条 運転に使用する車両の燃料等については、本校の負担とする。

(任意保険)

第5条 受託者は、本校のスクールバスに任意保険をかけなければならない。その内容については次のとおりとする。

- (1) 運転者年齢条件については、年齢を問わず担保する。
- (2) 対人賠償については、無制限とする。
- (3) 自損事故については、1名につき1,500万円とする。
- (4) 対物事故については、1事故につき500万円とし、免責は0円とする。
- (5) 搭乗者保険については、1名につき1,500万円とする。
- (6) 1件の事故について、補償限度額は60,000万円とする。

(その他)

第6条 第1条から第3条の業務に支障のない範囲で、学校敷地内の除草作業、簡単な清掃及び植栽の簡単な剪定、その他専門技術を要しない程度の環境整備等を行う。なお、環境整備等については、受託者が運転者に対し指示するものとする。

第7条 委託者の都合によりスクールバスの運転業務がない場合においては、前条の業務等に従事することとし、委託料を支払うものとする。

別表

スクールバス運転業務

項目	内容
運転員の業務時間	7時00分から18時00分まで
運転開始時刻	原則7時30分
登下校の運行本数 (校外学習を含む)	1日7往復 その他、必要の都度運行計画に基づいて運行する。
運行経路(登校時)	学校ー湖北線経由ー松江しんじ湖温泉駅ー学校 県道松江鹿島美保関線経由または国道431号経由
(下校時)	学校ー佐太神社駐車場ー松江しんじ湖温泉駅ー学校 県道松江鹿島美保関線経由または国道431号経由 ※利用者がいない場合、佐太神社は経由しない。
原子力災害時の対応	原子力災害時の対応マニュアルで定めるスクールバスの運行。ただし、第1条(7)の業務を要しない日は除く。 なお、業務時間内に運行の判断をした場合は、業務

	<p>時間終了後も引き続き運行が終了するまで業務を継続する。その場合、業務時間を超えた運行に係る経費については委託者受託者協議の上、必要な額を支払うものとする。</p>
--	--

原子力災害

2月0日(金)の午後12:40分、島根原子力発電所2号機においてトラブルが発生(警戒事態)した。これを受けて県では災害対策本部を設置し、13:00に避難準備情報(第1報)が出される。その後、外部電源が喪失し(施設敷地緊急事態)、さらに非常用ディーゼル発電機の故障停止により、全交流電源喪失(全面緊急事態)に陥った。その後さらに事態は悪化し、原子炉を冷却するすべての機能が喪失し、モニタリングによる大気中の放射線量の増加(原子力災害の発生)が確認され、県から避難指示情報(第2報)が出される。
 トラブル発生から原子力災害発生までの経過が予想以上に早く、PAZに位置する本校としては、避難方法に関して本校独自の判断が望まれる事態となった。

1 PAZに位置する本校独自の対応のポイント

【1】用語説明

用語	内容
生徒等	本校在籍の幼児児童生徒。
温泉駅	松江しんじ湖温泉駅。
帰宅の条件	生徒等の帰宅手段と保護者の同意、および、その可否に関する条件。
引き渡しの条件	生徒等の保護者への引き渡し方法と保護者の同意、および、その可否に関する条件。
PAZ	原発から概ね半径5km圏内の区域。
UPZ	原発から概ね半径5km圏外であるが、広域避難等の防護措置を実施する区域。
一時集結所	松江市の広域避難計画に定める。地域住民とともに県が手配するバスで避難する際の集合場所。 「古志町住民は、 <u>古江小学校</u> 」※本校では、寄宿舎での生活中(休日・夜間)のみ該当。
緊急退避所	松江市の広域避難計画に定める。 「教育活動中は、 <u>松江市総合体育館</u> 、または、 <u>くにびきメッセ</u> へ」
避難経路所	島根県広域避難計画に定める。 「古志町住民は、 <u>旧湯里小学校</u> 、または、 <u>旧温泉津小学校</u> へ」

【2】対応の原則

進展度	事態区分の名称 警戒レベル	→ → → → → → → → 対応の流れ → → → → → → → →		
		①連絡態勢・避難準備態勢	②避難態勢	③引き渡し
弱 避難準備情報 (第10条事象) ↓ 避難指示情報 (第15条事象) 強	警戒事態 (EAL1) 警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連絡、情報収集 保護者への状況説明 (HP、ブログ、メール、電話等) コンクリートの建物内へ屋内退避 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅指示 (原則 保護者送迎) 教育活動中は緊急退避所へ (松江市総合体育館、くにびきメッセ) 夜間寄宿舎、本校での休日の部活動等は一時集結所へ (古江小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅確認
	全面緊急事態 (EAL3) 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 放射線を含んだ外気に触れない (寄宿舎・体育等で保管している毛布も使用) 被ばくしない地域への避難 ヨウ素剤服用指示の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路所へ (旧湯里小学校、旧温泉津小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察 現地で保護者引き渡し

【3】状況別対応のポイント

① 教育活動中(日中)

進展度	事態区分の名称 警戒レベル	→ → → → → → → → 対応の流れ → → → → → → → →		
		①連絡態勢・避難準備態勢	②避難態勢	③引き渡し
弱 避難準備情報 (第10条事象) ↓ 避難指示情報 (第15条事象) 強	警戒事態 (EAL1) 警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 屋外にいる生徒等を、速やかに校舎内に入れ、安全な場所に避難させる。 生徒等の現員を確認する。 帰宅の準備をさせる。 保護者に連絡をとり、帰宅の条件を確認する。 駅からの下校状況の確認や駅構内での安全確保のために、該当生徒の所属する学部の教員を温泉駅に派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅の条件によっては、生徒等を温泉駅までスクールバスで送り届ける。(それ以外は学校待機) 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅の条件に従って保護者に引き渡す。 帰宅後、必ず連絡をさせる。 ※帰宅後は居住地域の広域避難計画に従う。
	施設敷地緊急事態 (EAL2) 警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> 校内の安全な場所に退避させ、生徒等の現員を確認する。 バス移動の準備をさせる。 状況次第では、県のバスを待つか、本校のスクールバスを使用するか、あるいは教職員の自家用車等で避難させるかは校長が判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全員、緊急退避所へ移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【緊急待避所での対応】 教職員、生徒等は緊急退避所の運営に協力する。 事態が終息すれば、避難待避所で保護者に引き渡す。 ※引き渡し確認カードを使用する。 ※事態が進展すれば、避難経路所(温泉津方面)へ移動することが予想される。
	全面緊急事態 (EAL3) 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 校内の安全な場所に避難させ、生徒等の現員を確認する。 (県の指示に従い)ヨウ素剤を服用させる。 状況次第では、県のバスを待つか、本校のスクールバスを使用するか、あるいは教職員の自家用車等で避難させるかは校長が判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全員、避難経路所へ広域避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察と心のケアを行う。 教職員、生徒等は避難経路所の運営に協力する。 避難経路所で保護者に引き渡す。 ※引き渡し確認カードを使用する。

② 校外活動中

進展度	事態区分の名称 警戒レベル	→ → → → → → 対応の流れ → → → → → →		
		①連絡態勢・避難準備態勢	②避難態勢	③引き渡し
弱 避難準備情報 (第10条事象)	警戒事態 (EAL1) 警戒レベル1	【平日の教育活動中】 ・学校側(本部・管理職)と引率教員、スクールバス運転手間で連絡をとり合う。 ・屋外にいる生徒等を、速やかに建物内の安全な場所に待機させる。 ・引率教員は、施設管理者、または、大会本部に状況を伝え、現地での避難態勢の確保に努める。 ・引き渡しの条件は、学校からの連絡で保護者と相談する。その後、その旨を引率教員に伝える。	・引き渡しの条件が整うまでは、生徒等を建物内の安全な場所に待機させる。 ・引き渡しの条件によっては、生徒等を温泉駅までスクールバスで送り届け、その後、直ちに学校へ帰還する。 ※駅からの下校状況の確認や駅構内での安全確保のために、該当生徒の所属する学部の教員を温泉駅に派遣することがある。	・引き渡しの条件に従って保護者に引き渡す。 ・帰宅後、必ず連絡をさせる。 ※帰宅後は居住地域の広域避難計画に従う。
	施設敷地緊急事態 (EAL2) 警戒レベル2	【平日の教育活動中】 ・学校側(本部・管理職)と引率教員、スクールバス運転手間で連絡をとり合う。 ・屋外にいる生徒等を、速やかに建物内の安全な場所に退避させる。 ・市外での活動であれば、所在と状況を学校に報告する。 ・引き渡しの条件は、県に確認をとった後、学校からの連絡で保護者へ提案する。その後、その旨を引率教員に伝える。 ・UPZでの活動で、移動が可能であれば直ちに緊急退避所へ向かわせる。 ・UPZ外での活動であれば、所在と避難状況を学校に報告する。 ※PAZでの活動であれば、学校で避難している生徒等も乗車させる可能性がある。 【休日の部活動等】 ・屋外にいる生徒等を、速やかに建物内の安全な場所に退避させる。 ・学校側(本部・管理職)と引率教員、保護者間で連絡をとり合う。	【UPZでの活動】 ・施設管理者、または、大会本部に相談し、避難指示があるまで施設内に留めてもらう。 ・スクールバス等で緊急退避所へ移動する。 【UPZ外での活動】 ・施設管理者、または、大会本部に相談し、引き渡しの条件が整うまで施設内に留めてもらう。 【休日の部活動等】 ・職務命令に従い、自家用車等で速やかにUPZ外に避難させる。 ※学校での活動の場合、自家用車で一時集結所(古江小)へ避難させることがある。 ※移動手段確保のため、在宅の教職員を召集することがある。	【緊急待避所での対応】 ・教職員、生徒等は緊急退避所の運営に協力する。 ・事態が終息すれば、緊急退避所で保護者に引き渡す。 ※引き渡し確認リストを作成し、使用する。 ※事態が進展すれば、避難経由所へ移動することが予想される。 【UPZ外の施設での対応】 ・引き渡しの条件に従って保護者に引き渡す。 ※引き渡し確認リストを作成し、使用する。
強 避難指示情報 (第15条事象)	全面緊急事態 (EAL3) 警戒レベル3	【平日の教育活動中】 ・学校側(本部・管理職)と引率教員、スクールバス運転手間で連絡をとり合う。 ・屋外にいる生徒等を、速やかに建物内の安全な場所に退避させる。 ・島根県内での活動であれば、直ちに避難経由所へ向かわせる。 ※PAZでの活動であれば、学校で避難している生徒等も乗車させる可能性がある。 【休日の部活動等】 ・屋外にいる生徒等を、速やかに建物内の安全な場所に退避させる。 ・学校側(本部・管理職)と引率教員、保護者間で連絡をとり合う。	【UPZでの活動】 ・スクールバス等で避難経由所へ広域避難する。 ・引き渡しの条件が整うまで、避難経由所で待避する。 【UPZ外での活動】 ・施設管理者、または、大会本部に相談し、引き渡しの条件が整うまで施設内に留めてもらう。 【休日の部活動等】 ・職務命令に従い、自家用車等で速やかに避難経由所へ避難させる。 ※移動手段確保のため、在宅の教職員を召集することがある。	【避難経由所での対応】 ・健康観察と心のケアを行う。 ・教職員、生徒等は避難経由所の運営に協力する。 ・引き渡しの条件に従って保護者に引き渡す。 ※引き渡し確認リストを作成し、使用する。 【UPZ外の施設での対応】 ・引き渡しの条件に従って保護者に引き渡す。 ※引き渡し確認リストを作成し、使用する。

③ 夜間(寄宿舎)

進展度	事態区分の名称 警戒レベル	→ → → → → → 対応の流れ → → → → → →		
		①連絡態勢・避難準備態勢	②避難態勢	③引き渡し
弱 避難準備情報 (第10条事象)	警戒事態 (EAL1) 警戒レベル1	・屋外にいる舎生を、速やかに寄宿舎内に入れ、安全な場所に避難させる。 ・舎生の現員を確認する。 ・舎監長、副本部長と連絡をとり合う。 ・帰宅の準備をさせる。 ・保護者に連絡をとり、帰宅の条件を確認する。	・原則は、寄宿舎で保護者に引き渡すこととする。 ※帰宅の条件によっては、タクシー等で駅まで送り届ける(それ以外は寄宿舎で待機)。その場合、駅からの下校状況の確認や駅構内での安全確保のために、指導員を派遣する。	・帰宅の条件に従って保護者に引き渡す。 ・帰宅後、必ず連絡をさせる。 ※帰宅後は居住地域の広域避難計画に従う。
	施設敷地緊急事態 (EAL2) 警戒レベル2	・寄宿舎内の安全な場所に退避させ、舎生の現員を確認する。 ・非常物品を持ち出すなど、避難の準備をする。 ・状況次第では、県のバスを待つか、タクシーを使用するか、あるいは教職員の自家用車等で避難させるかは校長が判断する。	・全員、一時集結所(古江小)へ移動する。 ※移動手段確保のため、在宅の教職員を召集することがある。	【緊急待避所での対応】 ・教職員、舎生は、地域住民とともに一時集結所の運営に協力する。 ・事態が終息すれば、避難待避所で保護者に引き渡す。 ※引き渡し確認カードを使用する。 ※事態が進展すれば、避難経由所へ移動することが予想される。
強 避難指示情報 (第15条事象)	全面緊急事態 (EAL3) 警戒レベル3	・寄宿舎内の安全な場所に退避させ、舎生の現員を確認する。 ・非常物品を持ち出すなど、避難の準備をする。 ・避難の際、校長の判断により指導員(または舎監)の自家用車等を使用させる。 ・(県の指示に従い)ヨウ素剤を服用させる。	・全員、避難経由所(温泉津方面)へ広域避難する。 ※移動手段確保のため、在宅の教職員を召集することがある。	【避難経由所での対応】 ・健康観察と心のケアを行う。 ・教職員、生徒等は避難経由所の運営に協力する。 ・避難経由所で保護者に引き渡す。 ※引き渡し確認カードを使用する。

